

令和6年度 美和発電所大規模修繕工事に伴う
地域共生促進事業

要求水準書

令和6年11月

長野県企業局

目 次

1	総 則	1
2	事業概要	1
	(1) 事業名称	1
	(2) 事業対象地	1
	(3) 事業の目的	1
	(4) 計画概要	1
	(5) 本事業のコンセプト	2
	(6) 事業範囲	3
	(7) 工期	3
	(8) 予定価格	3
	(9) 補助事業	3
	(10) 本事業全般に関する要求事項	4
3	工事に関する要求事項	5
	(1) 施設に関する要求事項	5
	(2) 調査・設計に関する要求事項	6
	(3) 事業に関する要求事項	7
	(4) 遵守すべき法令・技術基準に関する要求事項	7
4	その他	8
	(1) 秘密の保持	8

1 総 則

本要求水準書は、長野県企業局（以下「県」という。）が発注する「美和発電所大規模改修工事に伴う地域共生促進事業」（以下「本事業」という。）に関し、本事業の基本的な内容及び県が事業者に対して求める要求等について定めたものである。なお、本事業の仕様は、本要求水準書を基本とするが、事業者の技術提案書の内容が本要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業者の技術提案書が本要求水準書に優先するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

令和6年度 美和発電所大規模改修工事に伴う地域共生促進事業

(2) 事業対象地

伊那市長谷非持

(3) 事業の目的

本事業は産業遺産として価値がある撤去した水車発電機を展示することで、学び・研修の場等に活用されることを目的とする。

(4) 計画概要

ア 展示機器

本事業は美和ダム（国土交通省管理）の敷地に撤去した水車発電機を立軸に展示するものである。展示する機器は下図に示す。



ステーター
7,500kg



ローター
21,000kg



水車ランナ
4,300kg



ガイドベーン
75kg×16枚



入口弁
5,610kg

図-2.1 展示機器一覧表

イ 展示場所

展示場所は美和ダム（国土交通省管理）敷地の管理棟脇である。現在設置されている美和ダム施設の屋外トイレは撤去とし、看板は移設とする。移設先及び工事に伴い撤去した舗装・インターロッキング等の復旧方法は美和ダムと協議し決定する。また、展示物設置に際しては、美和ダム管理棟やダム堤体の遮水壁等に影響が無いように施工が必要である。



(5) 本事業のコンセプト

ア 「さわって学べる」施設

水力発電の仕組みを学べ、再生可能エネルギーに興味関心を持てる施設を整備する。

イ 観光名所、研修・学習の場

美和ダムは一般開放されているため、水力発電設備を展示することで観光と環境学習への活用を目指す。

ウ 環境に配慮された設備

周辺住民に設備の設置に関する理解を得るため、景観等に配慮した設備であること。

(6) 事業範囲（特記事項）

本事業の対象範囲は下記のとおりとする。

ア 申請・届出

(ア) 申請・届出、関係法令の諸手続きに必要な資料は受注者が作成し、関係機関協議について県の補助を行う。

(イ) 関係法令の諸手続きに伴う負担金等の支払いは県が行う。

イ 展示物製作

撤去品展示物の塗膜にはPCB等の含有が確認されているため、ケレンを行う場合の低濃度PCB廃棄物の収集運搬、処理は県が別途契約にて実施する。

(7) 工期

契約日の翌日から令和8年1月27日まで

(8) 費用の上限額

9,680万円（税込）

(9) 補助事業

本事業は経済産業省が定めた水力発電導入加速化事業費要綱第3条に基づく国庫補助金の公的資金を財源とした補助金の交付が採択されている。

ア 契約書等

契約締結後、補助金申請機関へ契約書・見積書・実施体制図等の必要書類を送付する必要があるため、発注者の求めに応じ速やかに提出すること。

イ 補助金対象外の作業

本事業は補助金対象外の作業項目が含まれているため、契約額の内訳は補助対象と対象外が判別可能な内訳書とすること。下記の作業項目を対象外として想定しているが、詳細は発注者と協議の上、決定する。

対象外作業項目：展示品設置場所周辺の看板移設や設備等の復旧工事

ウ 施工計画

本事業は令和7年度までの複数年補助事業となり、予め各年度の施工計画を申請済であるため、下記の事業スケジュールに基づき施工するものとする。

- (ウ) 耐震性能は、各種法令・基準・要領等を遵守するとともに、必要な耐震性能を確保すること。構造計算を行い必要に応じて補強を行うこと。
- (エ) 触れられる展示物をコンセプトにしている関係上、撤去品の加工等は安全を十分考慮した提案とすること。
- (オ) 展示物は、極力雨水や落葉等が留まらない構造とし、冬季の降雪・凍結対策を十分考慮すること。

イ 撤去品展示物

- (ア) 水車発電機の構造を理解できる配置にすること。
- (イ) 展示物は可能な限りコンパクトにすること。
- (ウ) 美和ダム管理棟に隣接して展示物を設置するため、管理棟3階の搬入口から美和ダム設備の搬入等に支障とならない提案とすること。
- (エ) 展示物は堅固に固定し、転倒等により見学者に危険を及ぼさない提案とすること。

ウ 看板

- (ア) 水車発電機の仕組みを理解できる看板を制作し設置する。デザインは発注者と協議し決定すること。
- (イ) 怪我等を防止する注意書きを明示すること。
- (ウ) 展示施設の管理者を明示すること。

(2) 調査・設計に関する要求事項

事業者は、付属資料、既存調査結果等を確認のうえ、必要に応じて、本事業の遂行に必要な測量調査、設備診断調査等（以下「各種調査」という。）を立案し、実施すること。また、更新・改修・補修工事を行うために必要な設計業務を行うこと。

設計業務においては、設備配置、各設備の構造検討、仮設備計画、設計計算、工程計画、その他必要な設計を行い、設計図面を含む設計図書を作成すること。

ア 申請・届出、関係法令の諸手続き

本事業に関する下記の許認可または届出等の手続きに必要な書類作成を行い、県の要請に応じて関係機関協議に同席すること。

- (ア) 河川法手続き
- (イ) 自然公園法手続き
- (ウ) 建築確認（必要となる場合）
- (エ) その他事業に当たって必要な認可または届出等

イ 調査・設計業務完了に係る提出書類

受注者は、設計業務の完了時に県へ以下の書類等を提出し、承諾を得ること。提出物に係る様式は、別途協議による。

- (ア) 各種調査報告書

- (イ) 設計検討報告書
- (ウ) 構造計算書
- (エ) 設計図面
- (オ) 要求性能確認報告書

(3) 事業に関する要求事項

受注者は、詳細設計内容に基づき、県の承認を得た上で工事を行い、事業者の責任において本事業対象施設の能力及び性能を確保すること。なお、施工において、対象施設以外の施設を破損した場合は、施設管理者の承認を得て原形復旧すること。

ア 事業開始に伴う要求

- (ア) 施工監理
 - (イ) 本事業（関連工事を含む）に関わるトータルマネジメントを行う者を専任すること。また、県監督員の業務の一部を委託した場合、業務受託者の指示に従うこと。建築基準法に基づく施工監理は、事業者が行うこと。
 - (ウ) 近隣調整及び準備作業
 - (エ) 受注者は、県と調整のうえ、着工に先立ち近隣との調整及び準備作業等を十分に行い、事業の円滑な実施と近隣の理解、安全を確保すること。
 - (オ) 事業期間中の仮設ヤード等の整備
 - (カ) 事業期間中の現場事務所及び仮設ヤード等として美和ダム敷地内の使用を希望する場合、事前に監督員に協議するとともに、美和ダムと協議結果を速やかに報告すること。
 - (キ) 本事業の実施にあたっては補助事業の実施期間中において、見やすい場所に補助事業を実施している旨を記載した標識を提示すること。
 - (ク) その他事項

本事業に必要な電力、上下水道、通信等は、受注者の責任と費用によるものとし、関係機関（電力会社、上下水道・通信事業者等）と契約し、これらを管理すること。また発動発電機等の仮設物類を設置する場合も、自ら調達し、管理すること。

イ 事業完了に伴う要求

- (ア) 事業完了に係る提出書類
 - 事業者は、本事業の完成に際しては、土木工事共通仕様書（長野県建設部）に定められたもののほか、下記の内容を含むしゅん工図書を提出すること。
 - a 美和ダム管理支所が求める書類等

(4) 遵守すべき法令・技術基準に関する要求事項

受注者は、以下の関係法令、規程、要綱、基準、関係仕様書等の最新版が定める内

容を遵守すること。(ただし、海外規格を使用する場合やコストの低減や業務の効率化が可能な場合で、あらかじめ受注者が要求内容の変更を県へ提案し、県の承認を得られたものは除く。この場合、受注者は、技術提案書の提出時に、要求内容の変更を求める事項及びその変更が本事業の実施にあたり支障の生じないことを客観的に説明する資料を提出すること。)

4 その他

(1) 秘密の保持

受注者は、本事業により知り得た一切の情報を、第三者に開示、漏洩、又は本工事以外の目的に使用してはならない。ただし、予め県の承諾を得た場合はこの限りではない。